

# 平成31年度 行方市立北浦小学校 緊急事態発生時の引き渡しマニュアル

※このリーフレットはご家族の目に触れるところに掲示してください。

## 1 引き渡しのルール

- (1) 行方市に震度6以上の地震が発生した場合
- (2) 竜巻等の突風、雷、集中豪雨の特別警報が出た時
- (3) 原発事故により屋内待機の指示が出た時
- (4) 学校付近に凶器を持っている者、凶悪犯の出没があった時
- (5) その他市教育委員会および学校長が必要と判断した時

※なお「引き渡しにより更に危険が生じる可能性がある」と判断した場合は、引き渡しを行わず、学校待機とすることもあります。

## 2 引き渡しの手順

### 1 緊急事態の発生・避難【職員】

★基本的に校舎を避難場所とします。

★状況によって、体育館や校庭が避難場所になることもあります。

### 2 引き渡しの実施の判断・引き渡し場所の決定

【教育委員会・学校長】

### 3 引き渡し実施の連絡

★メール・HP、行方市防災無線、南門(スロープ側)・正門・北門(体育館側)における「引き渡し実施中」の看板の掲示、伝言ダイヤルなどで連絡します。

★「緊急事態」による停電、通信インフラの途絶が起こった場合は、保護者の皆さまの判断で自発的にお子さんを引き取りに来てください。

### 4 引き渡しの実施

★避難場所へ移動後、兄・姉は弟・妹のいる学級に移動し、一緒に待機しています。

★中学校や保育園、幼稚園にもお子さんが在籍している場合は、そちらへの引き取りもお願いします。

## 3. 引き渡しにあたっての注意事項

- (1) 「引き渡しカード」に記載されている方に引き渡します。
- (2) 緊急事態発生時には、学校から「メール配信」「ホームページ」「行方市防災無線」などを活用して可能な限り連絡するように努めますが、停電、通信インフラの途絶を想定し、「緊急事態発生」に相当すると判断される場合は、保護者の皆さまの自発的判断によりお子さんを引き取りに来てください。
- (3) 引き取りの際には、学校周辺での渋滞、停電による信号機故障、建物火災、道路の陥没や隆起などが予想されます。自動車での引き取り、帰宅には十分注意が必要です。また、自動車での駐車場への出入りは左折のみの一方通行でお願い致します。【表面参照】
- (4) 緊急事態発生時の対応については、ご家庭でも随時お子さんにご説明をお願いします。お子さんが小学校および中学校のそれぞれに在学している場合の引き取り順については、ご家庭内で予めご相談ください。